平成２９年（フ）第８０１号
広島市安佐南区祇園１丁目29番３―205号
債務者　畦　みゆき
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８１２号
広島市安佐南区山本１丁目16番10―105号
債務者　堀江　由美
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８１３号
広島市安佐南区山本１丁目16番10―105号
債務者　堀江　未紗
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８２２号
広島市東区中山新町１丁目２番７号　ファミリーハウス中山　Ｎｏ．２
債務者　松井　葉子
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３７号
山口県岩国市多田１丁目108―４サニーガーデン２―101、住民票上の住所山口県岩国市平田６丁目43番３号
債務者　原田　幸子
1　決定年月日時　平成29年11月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２９年（フ）第４１号
山口県岩国市昭和町２丁目１番４号静楽荘２Ｆ10号
債務者　藤川　真樹
1　決定年月日時　平成29年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２９年（フ）第７７号
福岡県田川市大字夏吉607番地６　県営夏吉団地３棟101号室
債務者　小川マサ子
1　決定年月日時　平成29年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第１０６号
佐賀県武雄市山内町大字宮野2430―３、住民票上の住所佐賀県武雄市山内町大字宮野1059番地２
債務者　山口　宗孝
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第１１０号
佐賀県伊万里市山代町楠久1640番地
債務者　池田　節子
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第１１１号
佐賀県伊万里市山代町楠久1640番地
債務者　狭間田みはる
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第３１３号
宮崎市吉村町堂ノ後甲2663番地１　コーポ日広205号
債務者　入田　治美
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３１４号
宮崎市吉村町堂ノ後甲2663番地１　コーポ日広205号
債務者　入田　輝美
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３２１号
宮崎市堀川町51番地１　ジーピーⅥ番館304号
債務者　伊藤　翔太
1　決定年月日時　平成29年11月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第８４号
宮崎県北諸県郡三股町大字蓼池4140番地５
債務者　戸髙　政喜
1　決定年月日時　平成29年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第１０号
沖縄県宮古島市平良字西原72番地
債務者　寺島　和子
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２９年（フ）第３０２号
岐阜県各務原市那加北洞町１丁目343番地１、前住所愛知県江南市藤ケ丘４丁目１番地１江南団地74棟403号
債務者　粥川　謙斗
1　決定年月日時　平成29年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
岐阜地方裁判所